

「福井港九頭竜川ボートパーク」の指定管理者候補者の選定について

福井港九頭竜川ボートパークの指定管理者の申請の募集について、福井港九頭竜川ボートパーク指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者候補者を次のとおり選定しました。

- 1 団体名 株式会社九頭竜川マリーナ
- 2 所在地 坂井市三国町中央一丁目5番1号
- 3 指定期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

4 選定理由

株式会社九頭竜川マリーナは福井港九頭竜川ボートパーク指定管理者選定委員会の審査において、福井県港湾施設管理条例で定める指定の基準を満たしている団体として評価されました。

特に放置艇対策への寄与およびボートパーク管理運営の豊富な経験や緊急時の対応策などが評価され、福井港九頭竜川ボートパークの設置目的に沿って施設を運営する指定管理者としてふさわしいと認められることから、当該団体を指定管理者候補者に選定します。

5 申請団体（申請受付順）

1 団体

- ① 株式会社 九頭竜川マリーナ 福井県坂井市三国町中央一丁目5番1号 代表取締役 西 昇

6 選定委員会での審査結果

① 選定委員会委員

片岡 建和	北陸税理士会福井県支部連絡協議会会長
水沢 利栄	福井大学教育地域科学部准教授
田村 香都丸	福井海上保安署長
安達 辰典	福井県農林水産部水産課長
夏梅 孝夫	福井県土木部港湾空港課長

② 審査結果

審査基準	配点	申請団体名 (総合得点順)
		(株)九頭竜川 マリーナ
1 県民の平等な利用を確保することができるものであること ・ 県民の平等利用の確保	適/不適	適
2 ボートパークの効用を最大限に発揮するものであること ・ ボートパークの設置目的と事業内容との適合性 ・ 使用者のサービス向上のための取組み内容 ・ 使用者増、利用促進のための取組み内容 ・ 利用料金の設定水準、料金に関する提案内容 ・ 使用者の意見の反映、業務改善への取組み内容 ・ その他、新たな企画提案（自主事業等）の有無、内容 ・ 提案した計画の内容の妥当性、実現可能性、持続性	150	122
3 管理の経費の縮減が図られるものであること ・ 福井県に納入する基準額 ・ 提案した提示額の妥当性、実現可能性、持続性	150	132
4 ボートパークの管理を安定して行う能力を有するものであること ・ 人的能力（管理運営組織、人員配置等）の内容 ・ 物的能力（収支計画、資金調達、トラブルや危機管理対応、保険対応等）の内容 ・ 申請者の実績（同種の施設の管理運営実績） ・ 申請者の安定性、信頼性（財務状況、資産、提携団体） ・ 業務全般に対する取組み姿勢 ・ 提案した内容の妥当性、実現可能性、持続性	200	176.6
合 計	500	430.6

③ 講評

- 審査基準1については、適と評価された。
- 審査基準2については、放置艇対策への寄与や利用者サービスの向上が評価された。特に、利用者からの要望にいつでも対応する体制が評価された。
- 審査基準3は、収支見込は適正に計算されており、それに基づき適正な申請額となっていると評価された。
- 審査基準4については過去の実績や緊急時の対応策が評価された。
- 以上の総合的な評価により、株式会社九頭竜川マリーナは、指定管理者としての能力を十分有しているものと評価された。

7 22年2月定例議会の議決を得た後、正式に指定管理者に指定されます。